

交付金制度について

後押しします！ 多様な人々でめざす里山林再生



写真/しらおい村づくりクラブ「里山の会」

森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度の概略



北海道水産林務部森林環境局森林活用課

由比 孝明

交付金の対象活動

日頃から森づくりへの理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

里山林とは、居住地近くに広がり、かつて薪炭用材の伐採、落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用・管理されてきた森林のことです。しかし昭和30年代以降は化石燃料や化学肥料が普及して森林利用の必要性が薄れ、森に人の手が入らなくなり、荒廃が進んでしまいました。この問題の解決を図るため、林野庁では、地域住民・森林所有者・自伐林家などが協力して行なう保全管理・資源利用活動を対象に、平成25年度から交付金制度を導入しました。

交付金の対象活動は、以下の4つのタイプに分けられます。

①地域環境保全タイプ

荒れている里山林に、植栽や除間伐などの手入れを行なう活動です。里山林の整備を通して良好な地域景観を再生、維持することが目的です。

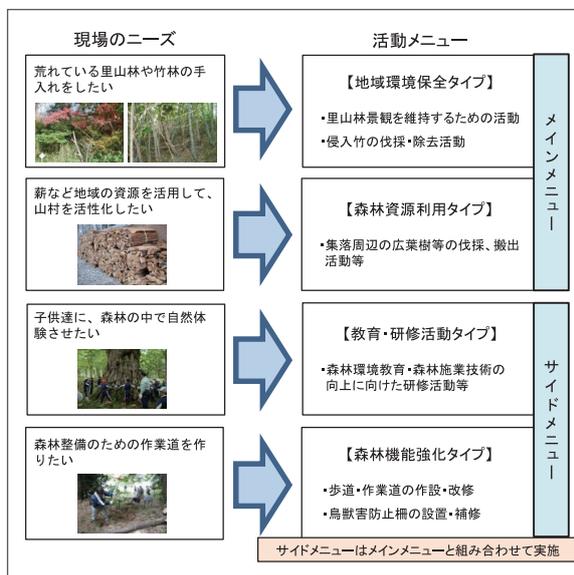
②森林資源利用タイプ

キノコや炭・薪などの森林資源の採取、またその

ための里山保全活動です。山や森の恵みを活かした製品づくり、木質バイオマスエネルギーの活用など、地域コミュニティを活性化させることが目的です。

③森林機能強化タイプ(サイドメニュー)

①もしくは②のタイプと組み合わせて実施します。路網の整備・補修活動が対象になります。森林整備に備えて、鳥獣害防止柵を設置する場合にも適用されます。



平成29年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の事業内容より